



会 議：国際海事機関（IMO）第 72 回海洋環境保護委員会（MEPC 72）

開催場所：国際海事機関（IMO）、英国、ロンドン

会議期間：2018 年 4 月 9 日～13 日

参加国：国および地域：108、政府間機構：12、国際機関：52

海技研からの出席者：

太田 進：国際連携センター長

久米 健一：流体設計系実海域性能研究グループ長

概要：海洋環境保護委員会は、

- 国際海運から排出される温室効果ガス（GHG）の削減目標やそのための対策等を包括的に定める「GHG 削減戦略」を採択した。
- バラスト水管理システムの承認に係るコードを採択し、同コードを義務化するためのバラスト水管理条約の改正案を採択した。（発効予定：2019 年 10 月 13 日）

主な貢献

太田は、義務要件の検討及び採択（議題 3）の審議を担当し、議題 3 の起草部会（Drafting Group）に参画し、条約改正案等の仕上げに貢献した。

久米は、大気汚染及びエネルギー効率（議題 5）のうちエネルギー効率設計指標（EEDI）に係る審議を担当し、議題 5 及び議題 6 の作業部会に参画し、EEDI レビューに関する通信部会（CG）の進捗報告および EEDI 規制におけるアイスクラス船の除外規定策定、Ro-Ro 貨物船（自動車専用船を除く）及び Ro-Ro 旅客船の参照線緩和の早期適用、燃料消費実績報告制度（DCS）に向けた SEEMP 変更に必要な確認証（COC）フォーマットの作成および SEEMP 変更の早期申請を求める提案等に対する審議に対応した。



海上技術安全研究所からの出席者



主な審議結果

当所職員が担当した議題の主な審議結果は以下の通りである。他の事項及び審議結果の詳細については、他機関の報告を参照願いたい。

1 義務要件の改正案等の採択

1.1 バラスト水管理条約（発効予定：2019年10月13日）

委員会は、バラスト水管理システムの承認に係るコードを採択するとともに、このコードを義務的要件とするためなどのバラスト水管理条約の改正案を採択した。

1.2 EEDI規制（発効予定：2019年9月1日）

委員会は Ro-Ro 貨物船（自動車専用船を除く）及び Ro-Ro 旅客船の EEDI 規制値を算定するための参照線について、値を約 20% 増加（緩和）させると同時に一定の載貨重量以上の船においては一定値となるよう上限を設ける、MARPOL 条約附属書 VI の改正案を採択した。その際、EEDI 参照線変更の早期適用を促す文を条約改正案の決議に含めた。

2 エネルギー効率設計指標（EEDI）

2.1 EEDI 規制におけるアイスクラス船の除外規定

委員会は、IA Super を超える船舶の EEDI 適用除外のための MARPOL 改正案について、更なる検討が必要であるとして、再度、前回会合で設置された通信グループ（CG）に検討を要請するとともに、次回会合での報告を求めた。

2.2 大型タンカー、バルクキャリアの EEDI 参照線緩和

委員会は、86,000 DWT を超えるタンカーおよび 84,000 DWT を超えるバルクキャリアの参照線の緩和については、フェーズ 2 以降の EEDI レビューの中で引き続き検討するよう CG に要請した。

2.3 暫定最低推進出力ガイドライン

委員会は、暫定最低推進出力ガイドラインで規定されている自航要素の算定法および波浪中抵抗増加の推定法については、さらなる検証データが提出されるまで検討しないこととした。また、関心国において議論を継続するよう要請し、次期会合で提案するよう求めた。

3 燃料消費実績報告制度（DCS）

3.1 船舶エネルギー効率管理計画（SEEMP）

委員会は、DCS に係る SEEMP が適切に実施されたことの証明書として利用できるフォーマット例を作成するとともに、SEEMP 変更後の申請が DCS 開始日直前に集中することにより SEEMP の十分な検証ができなくなることを避けるため、2018 年 9 月 1 日を期限とする早期申請を要請することに合意した。

4 次回会合

次回の海洋環境保護委員会（MEPC 73）は、2018 年 10 月 22 日から 26 日まで、ロンドンの IMO 本部で開催される予定である。